

パラスポーツ利用可能なスポーツ施設情報データベース作成業務企画提案募集要領

1 趣旨

この要領は、パラスポーツ利用可能なスポーツ施設情報データベース作成業務を実施するにあたり、最も優れた企画力、経験等を持つ事業者に業務委託するため、プロポーザル（企画提案方式）で実施するものである。

2 業務概要

- (1) 事業名：パラスポーツ利用可能なスポーツ施設情報データベース作成業務
- (2) 業務内容：別紙「パラスポーツ利用可能なスポーツ施設情報データベース作成業務委託仕様書」のとおり。
※当該仕様書の内容については、契約後予算の範囲内で変更できるものとする。
- (3) 契約期間：契約日から令和8年3月31日（火）まで
- (4) 契約限度額：2,651千円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもつて暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

- (4) 静岡県の情報システム開発等の業務の委託に係る競争入札参加資格において、「インターネット関連業務」の業務種目について競争入札参加資格を有する者、又は静岡県の一般業務委託競争入札参加資格において、「広告代理」の営業種目について競争入札参加資格を有する者であること。
- (5) 静岡県内に本社、支社、営業所等の業務拠点を有する者であること。
- (6) 静岡県との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。

4 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

提出書類	部数	備考
参加表明書 (様式第1号)	1部	・代表者名及び代表者印を押印すること。
企画提案書	10部	・正本1部（押印したもの）、副本9部をA4で作成。ただし、A3折り込み可能。 ・ページ番号を入れること。 ・提出者を特定できないようにすること。
見積書	1部	・任意様式で提出すること。 ・業務内容（事業費、一般管理費等）ごと内訳がわかるよう、積算内訳を添付すること。
会社概要	1部	・パンフレット等の会社概要がわかるものを提出すること。

(2) 提出先

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6

静岡県スポーツ・文化観光部スポーツ振興課

(3) 提出期限

・参加表明書

令和7年10月22日（水）正午必着

提出は、郵送又は持参によること。持参の場合は、土日・祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から1時までの間を除く）とし、令和7年10月22日（水）は正午までとする。郵送の場合は、書留など発送・配達の確認できる方法によること。

・参加表明書以外

令和7年10月27日（月）午後5時必着

提出は、郵送又は持参によること。持参の場合は、土日・祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から1時までの間を除く）とし、令和7年10月27日（月）は午後5時までとする。郵送の場合は、書留など発送・配達の確認できる方法によること。

5 企画提案書に記載する事項

(1) 仕様書4に記載の業務に係るデータベース構築等の具体的な内容

・データベース構築業務の実施方針

- ・ホームページのページ構成・デザインコンセプトの提案
 - ・データベースの更新、追加登録システムの提案
 - ・ホームページの運営・保守管理費とその低減策
- (2) 業務実施にあたっての運営体制
- (3) 全体業務スケジュール
- (4) 本業務に類似した過去の受託実績（発注者（開示可能な範囲）、件名、概要、契約金額、履行期間、作成したホームページのカラーコピー等）
- (5) 社会的取組みの実施状況（具体的な取組みが有る場合のみ記載すること）

6 本募集要領等に対する質問

本業務に関して質問がある場合は、次に従い書面（様式自由）により提出することとし、電子メールにて送信の上、その旨を電話で連絡すること。

(1) 受付期間

令和7年10月6日（月）から令和7年10月14日（火）午後5時まで

(2) 提出先

静岡県スポーツ・文化観光部スポーツ振興課

メール：sports-shinko@pref.shizuoka.lg.jp

(3) 回答方法

質問と回答を静岡県スポーツ振興課ホームページに掲載する。

(4) その他

電子メールには、担当窓口の部署、担当者名、連絡先等を併記すること。

7 評価・選定方法

(1) 業務委託候補者の選考方法

静岡県が設置する選定委員会において、下記8に示す審査基準に基づき、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査を行い、選定委員会の協議の上、随意契約の相手方となる候補者を選定する。

なお、参加者が3者を越えた場合は、プレゼンテーション審査に先立ち、下記（2）の一次審査（書面審査）を実施し、上位3者を選定する。

(2) 一次審査（書面審査）

ア 実施方法

静岡県が設置する選定委員会において、提案者から提出を受けた企画書を書面審査により評価し、上位3者を選定する。

イ 結果の通知

審査の終了後、企画提案書を提出した全員に審査結果を通知する。

通知日：令和7年10月29日（水）

(3) 二次審査（プレゼンテーション）

ア 実施日時（予定）

- 令和7年11月4日（火）のスポーツ振興課が指定した時間
- イ 場所
静岡県庁（詳細な場所については別途通知する。）
- ウ 1者あたりの所要時間
プレゼンテーション 15分程度、質疑応答 10分程度
- エ 選定結果通知
選定結果は辞退者を除くすべての企画提案者に対してメールで通知する。
- オ その他
プレゼンは企画提案書に加えて、ウェブサイトのデモ環境を見せながら説明することも可能とする。パソコン等の機材の持込みは可能だが、県でWi-Fi等の通信環境の用意はないため、各自用意すること。会場にある大型ディスプレイ1台を使用することは可能とする。追加資料の配布は認めない。

8 審査基準

企画提案書の審査基準概要は以下のとおり

審査項目	審査の視点	10段階評価	傾斜(倍)	配点
業務内容の理解度	・業務委託の目的や内容について理解しているか。	10	1	10
提案内容の優良性	・提案内容が具体性、妥当性、実現可能性があり優れているか。	10	1	10
提案内容の独創性	・提案内容が独自の発想に基づき業務目的に沿った内容となっているか。	10	1	10
事業目的の達成可能性	(デザインコンセプト) ・様々な障害種別、年齢、属性の方が閲覧することを考慮し、ユニバーサルデザインの考え方に基づいたデザインとなっているか。	10	4	40
	(データベースの更新・追加登録) ・施設紹介や実施事業・イベント紹介ページの更新、追加登録を専門知識を持たない職員が容易に行うことが可能なシステムとなっているか。	10	4	40
業務実施体制	・業務を遂行するために必要な人員配置がされているか。適切に業務が遂行される体制となっているか。	10	2	20
業務実施計画	・業務実施手順及び業務工程の妥当性が高く、その内容が優れているか。	10	2	20
業務実施の確実性	・類似の業務で実績を上げ、同等の成果が期待できるか。	10	2	20
必要経費	・業務内容に見合った適切な経費であるか。 ・運営・保守管理費の低減策を考慮しているか	10	2	20
社会的取組	・事業者として障害者雇用等、社会貢献の取組みを行っているか。	10	1	10
合計				200

9 契約

(1) 契約書の作成

契約の締結にあたっては、契約書を作成しなければならない。契約にあたっては、選定された委託候補事業者と業務仕様について契約限度額の範囲内で協議を行う。協議が整った場合に当該事業者から見積書を徴収し、内容を精査の上、随意契約による委託業務を締結する。なお、協議が不調に終わった場合、次点の者と協議する。

(2) 契約保証金

免除する。

10 その他留意事項

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本円とする。
- (2) 企画提案は1者につき1案とする。
- (3) 審査結果に関する疑義は、一切受け付けない。
- (4) 企画提案に係る一切の経費は提案者の負担とし、提出された書類は返却しない。また、企画提案書による提案内容は静岡県スポーツ振興課に帰属する。
- (5) 次に掲げる事項に該当する場合は、失格になる場合がある。
 - ア 提出書類に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合。
 - イ 静岡県職員又は本企画提案に関係ある者と本企画提案に関わる不正な接触の事実が認められた場合。
 - ウ その他、静岡県と委託契約を締結する上で不適正な事実が認められた場合。
- (6) 本業務は必ずしも当該企画提案の内容に沿って行うものではなく、実施にあたっては、提案内容を基に委託者と協議して実施内容を決定する。
- (7) 本契約により制作された制作物の著作権は、原則として委託者に帰属することとし、委託者以外の者が所有する著作権等に係るもの除き、次年度以降も継続する、又は今後実施する他の事業において使用する場合がある。
- (8) 企画提案内容は、採用された場合に受託者が責任を持って実現できるものとすること。なお提案者の事情（調整先を含む）により、提案内容が実施できない場合においては、当該提案にかかる金額を契約額から減額し、変更契約を行う場合がある。
- (9) 事業者等を守り育てる静岡県公契約条例第6条の規定に基づき策定された「県の取組方針」により、本業務に従事する者の労働環境の整備を図るため、以下の書類を提出すること。
 - ア 契約時に、労働関係法令等を遵守する旨等を記載した誓約書（別に示す様式）
 - イ 本業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から提出させた労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（別に示す様式）の写し

11 スケジュール

- ・令和7年10月6日（月） 募集要領を静岡県スポーツ振興課ホームページにて公告
- ・令和7年10月14日（火） 質問受付期限

- ・令和7年10月22日（水）参加表明書提出期限
- ・令和7年10月27日（月）企画提案書等の提出期限
- ・令和7年10月29日（水）1次審査（書面審査）結果通知（3者以上の場合）
- ・令和7年11月4日（火）2次審査（プレゼンテーション）

12 問い合わせ先

静岡県スポーツ・文化観光部スポーツ振興課生涯・パラスポーツ班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

TEL：054-221-3375

FAX：054-221-2980

MAIL：sports-shinko@pref.shizuoka.lg.jp

様式第1号

パラスポーツ利用可能なスポーツ施設情報データベース作成業務企画提案参加表明書

令和 年 月 日

静岡県知事 様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

下記業務について、企画提案の参加を表明します。

なお、パラスポーツ利用可能なスポーツ施設情報データベース作成業務企画提案募集要領の「3 参加資格」のすべての条件に該当していることを誓約します。

記

1 公告日 令和7年10月6日（月）

2 業務名 パラスポーツ利用可能なスポーツ施設情報データベース作成業務

担当者職・氏名	
電話	
FAX	
E-mail	